

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 C-01

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和元年6月14日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支 払 金 額	
音羽 代表 坂本憲昭			¥1,800	
摘 要 ( 品 名 )		数 量	単 価	金 額
履歴事項全部証明書		3 部	600	1,800
(調査研究のため)				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

市民クラブ様 1年6月14日

★ 1,800

但 収入印紙代とし  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)

函館市松風町14番14号

音羽 代表 坂本憲昭

## 履歴事項全部証明書

北海道函館市日吉町四丁目16番20号  
社会福祉法人函館みらい会

会社法人等番号	4400-05-002593	
名称	社会福祉法人善智会	
	社会福祉法人函館みらい会	平成30年12月27日変更 ----- 平成31年 1月11日登記
主たる事務所	北海道函館市柏木町15番2号	
	北海道函館市日吉町四丁目16番20号	平成30年11月13日移転 ----- 平成31年 1月22日登記
法人成立の年月日	平成29年4月4日	
目的等	<p>この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>（I）第一種社会福祉事業</p> <p>（イ）特別養護老人ホームの経営</p> <p>公益を目的とする事業</p> <p>この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。</p> <p>（1）多世代交流施設を経営する事業</p> <p>収益を目的とする事業</p> <p>この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。</p> <p>（1）不動産賃貸業</p>	
役員に関する事項	北海道函館市杉並町23番19号 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成29年 4月14日登記 ----- 平成30年 5月 3日辞任 ----- 平成30年 5月14日登記
	千葉市緑区あすみが丘一丁目16番地23 理事長 <u>波多野治</u>	平成30年 5月 3日就任 ----- 平成30年 5月14日登記

北海道函館市日吉町四丁目16番20号  
社会福祉法人函館みらい会

	<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> <u>理事</u> <u>飯田善樹</u>	平成29年 4月14日抹消
		平成29年 4月14日更正
資産の総額	<u>金1億5772万3000円</u>	
	金2805万8210円 平成30年 3月31日変更	平成30年 6月29日登記
登記記録に関する事項	設立	平成29年 4月 4日登記

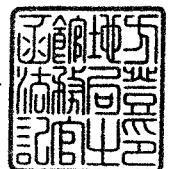
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(函館地方法務局管轄)

令和 元年 6月14日

函館地方法務局  
登記官

木村善幸



## 履歴事項全部証明書

北海道函館市東山町144番地の52  
株式会社ハーモニー

会社法人等番号	4400-01-004351	
商号	株式会社ハーモニー	
本店	北海道函館市大手町3番19-701号	平成14年12月 3日移転
		平成14年12月 3日登記
	北海道函館市東山町144番地の52	平成15年 2月20日移転
		平成15年 2月27日登記
公告をする方法	北海道函館市において発行する日刊北海道新聞に掲載する	
会社成立の年月日	平成4年10月22日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>臨床検査業務の請負</u></li> <li>2. <u>診療報酬請求事務及び医療機関に付随する事務の請負</u></li> <li>3. <u>医薬品、医薬部外品並びに化粧品の販売</u></li> <li>4. <u>医療用機器、医療用品並びに衛生用品の販売並びに賃貸</u></li> <li>5. <u>調剤薬局の経営</u></li> <li>6. <u>介護保険法による指定居宅介護支援事業</u></li> <li>7. <u>介護保険法による次の居宅サービス事業</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>訪問介護</u></li> <li>② <u>訪問入浴介護</u></li> <li>③ <u>訪問看護</u></li> <li>④ <u>訪問リハビリテーション</u></li> <li>⑤ <u>居宅療養管理指導</u></li> <li>⑥ <u>通所介護</u></li> <li>⑦ <u>通所リハビリテーション</u></li> <li>⑧ <u>短期入所生活介護</u></li> <li>⑨ <u>短期入所療養介護</u></li> <li>⑩ <u>特定施設入所者生活介護</u></li> <li>⑪ <u>福祉用具貸与</u></li> </ol> </li> <li>8. <u>介護保険法による次の地域密着型介護サービス事業</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>夜間対応型訪問介護</u></li> <li>② <u>認知症対応型通所介護</u></li> <li>③ <u>認知症対応型共同生活介護</u></li> <li>④ <u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u></li> <li>⑤ <u>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</u></li> </ol> </li> <li>9. <u>居宅介護福祉用具の販売</u></li> <li>10. <u>居宅介護住宅改修の事業</u></li> <li>11. <u>有料老人ホームの経営</u></li> <li>12. <u>介護機器・介護用品の販売及びリース・レンタル事業</u></li> <li>13. <u>介護保険請求事務</u></li> </ol>	

	<p>14. <u>医療・介護・保健衛生に関するコンサルタント業務</u>  15. <u>人材のマネジメントと派遣業務、並びに企業及び事務処理システムの指導と販売</u>  16. <u>不動産の賃貸、売買並びに管理</u>  17. <u>建築物の営繕に関する業務の請負</u>  18. <u>給食業務の請負</u>  19. <u>飲食店・レストランの経営</u>  20. <u>倉庫業</u>  21. <u>清掃業務の請負</u>  22. <u>青果物、食肉類並びに鮮魚類の販売</u>  23. <u>日用品雑貨の販売</u>  24. <u>事務用品及び事務用機械器具の販売並びに賃貸</u>  25. <u>各種資格取得講座の開設及び講座担当講師の指導、養成</u>  26. <u>絵画、版画の制作の受託、加工、販売及びレンタル</u>  27. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">平成24年11月30日変更      平成25年 1月10日登記</p>
	<p>1. <u>臨床検査業務の請負</u>  2. <u>診療報酬請求事務及び医療機関に付随する事務の請負</u>  3. <u>医薬品、医薬部外品並びに化粧品の販売</u>  4. <u>医療用機器、医療用品並びに衛生用品の販売並びに賃貸</u>  5. <u>調剤薬局の経営</u>  6. <u>介護保険法による指定居宅介護支援事業</u>  7. <u>介護保険法による次の居宅サービス事業</u>  ①訪問介護  ②訪問入浴介護  ③訪問看護  ④訪問リハビリテーション  ⑤居宅療養管理指導  ⑥通所介護  ⑦通所リハビリテーション  ⑧短期入所生活介護  ⑨短期入所療養介護  ⑩特定施設入所者生活介護  ⑪福祉用具貸与  8. <u>介護保険法による次の地域密着型介護サービス事業</u>  ①夜間対応型訪問介護  ②認知症対応型通所介護  ③認知症対応型共同生活介護  ④地域密着型特定施設入居者生活介護  ⑤地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護  9. <u>事業介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業</u>  10. <u>居宅介護福祉用具の販売</u>  11. <u>居宅介護住宅改修の事業</u>  12. <u>有料老人ホームの経営</u>  13. <u>介護機器・介護用品の販売及びリース・レンタル事業</u>  14. <u>介護保険請求事務</u>  15. <u>医療・介護・保健衛生に関するコンサルタント業務</u>  16. <u>人材のマネジメントと派遣業務、並びに企業及び事務処理システムの指導と販売</u>  17. <u>不動産の賃貸、売買並びに管理</u></p>

	<p>18. <u>建築物の営繕に関する業務の請負</u>  19. <u>給食業務の請負</u>  20. <u>飲食店・レストランの経営</u>  21. <u>倉庫業</u>  22. <u>清掃業務の請負</u>  23. <u>青果物、食肉類並びに鮮魚類の販売</u>  24. <u>日用品雑貨の販売</u>  25. <u>事務用品及び事務用機械器具の販売並びに賃貸</u>  26. <u>各種資格取得講座の開設及び講座担当講師の指導、養成</u>  27. <u>絵画、版画の制作の受託、加工、販売及びレンタル</u>  28. <u>上記各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: right;">平成29年 2月 6日変更      平成29年 2月28日登記</p>
	<p>(1) 臨床検査業務の請負  (2) 診療報酬請求事務及び医療機関に付随する事務の請負  (3) 医薬品、医薬部外品並びに化粧品の販売  (4) 医療用機器、医療用品並びに衛生用品の販売並びに賃貸  (5) 調剤薬局の経営  (6) 介護保険法による指定居宅介護支援事業  (7) 介護保険法による次の居宅サービス事業  ①訪問介護  ②訪問入浴介護  ③訪問看護  ④訪問リハビリテーション  ⑤居宅療養管理指導  ⑥通所介護  ⑦通所リハビリテーション  ⑧短期入所生活介護  ⑨短期入所療養介護  ⑩特定施設入所者生活介護  ⑪福祉用具貸与  (8) 介護保険法による次の地域密着型介護サービス事業  ①夜間対応型訪問介護  ②認知症対応型通所介護  ③認知症対応型共同生活介護  ④地域密着型特定施設入居者生活介護  ⑤地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護  (9) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業  (10) 居宅介護福祉用具の販売  (11) 居宅介護住宅改修の事業  (12) 有料老人ホームの経営  (13) 介護機器・介護用品の販売及びリース・レンタル事業  (14) 介護保険請求事務  (15) 医療・介護・保健衛生に関するコンサルタント業務  (16) 人材のマネジメントと派遣業務、並びに企業及び事務処理システムの指導と販売  (17) 不動産の賃貸、売買並びに管理  (18) 建築物の営繕に関する業務の請負  (19) 給食業務の請負  (20) 飲食店・レストランの経営  (21) 倉庫業</p>

	(22) 清掃業務の請負 (23) 青果物、食肉類並びに鮮魚類の販売 (24) 日用品雑貨の販売 (25) 事務用品及び事務用機械器具の販売並びに賃貸 (26) 各種資格取得講座の開設及び講座担当講師の指導、養成 (27) 絵画、版画の制作の受託、加工、販売及びレンタル (28) イベント、スポーツ教室、講演会等の企画及び運営並びに経営 (29) 上記各号に付帯する一切の業務 平成30年 1月25日変更 平成30年 2月 2日登記	
発行可能株式総数	1000株	平成16年 5月 6日変更
		平成16年 5月25日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 980株	平成16年 5月25日変更
		平成16年 5月25日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金4900万円	平成16年 5月25日変更
		平成16年 5月25日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>飯田喜久壽</u>	平成25年 6月30日重任
		平成26年10月 6日登記
		平成31年 1月10日辞任
		平成31年 1月21日登記
	取締役 <u>飯田美智子</u>	平成25年 6月30日重任
		平成26年10月 6日登記
		平成31年 2月12日辞任
		平成31年 2月27日登記

取締役	福島美和子	平成25年 6月30日重任
		平成26年10月 6日登記
		平成31年 2月12日辞任
		平成31年 2月27日登記
取締役	早川拓人	平成30年 5月 3日就任
		平成30年 5月 7日登記
取締役	佐々木千香	平成31年 1月10日就任
		平成31年 1月21日登記
取締役	小森唯勝	平成31年 2月12日就任
		平成31年 2月27日登記
取締役	村田行康	平成31年 2月12日就任
		平成31年 2月27日登記
北海道函館市杉並町23番19号 代表取締役	飯田美智子	平成25年 6月30日重任
		平成26年10月 6日登記
		平成31年 2月12日退任
		平成31年 2月27日登記
東京都港区新橋六丁目19番1号シティハウス 東京新橋706 代表取締役	早川拓人	平成30年 5月 3日就任
		平成30年 5月 7日登記
監査役	本間文教	平成26年 7月10日就任
		平成26年10月 6日登記
		平成30年 6月30日辞任
		平成30年 8月21日登記
監査役	小林廉造	平成30年 6月30日就任
		平成30年 8月21日登記
監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		平成30年 8月21日登記



北海道函館市東山町144番地の52  
株式会社ハーモニー

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社  平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成14年11月28日有限会社ハーモニーを組織変更し設立 平成14年11月29日登記

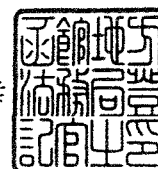
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(函館地方法務局管轄)

令和 元年 6月14日

函館地方法務局  
登記官

木 村 善 幸



## 履歴事項全部証明書

北海道函館市本通三丁目26番15号  
医療法人社団善智寿会

会社法人等番号	4400-05-001203	
名称	<u>医療法人社団飯田内科クリニック</u>	
	医療法人社団善智寿会	平成25年 7月25日変更 ----- 平成25年 7月26日登記
主たる事務所	<u>北海道函館市柏木町15番2号</u>	平成25年 7月25日移転 ----- 平成25年 7月26日登記
	北海道函館市本通三丁目26番15号	平成31年 3月 1日移転 ----- 平成31年 3月 6日登記
法人成立の年月日	平成14年7月10日	
目的等	<p><u>目的</u> 本社は、診療所を経営することを目的とする。また居宅介護支援事業及び居宅サービス支援事業を経営し、在宅での介護の充実、自立的生活の助長、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。</p> <p><u>診療所の名称及び開設場所</u> 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療法人社団善智寿会飯田内科クリニック</u> 北海道函館市柏木町15番2号</p> <p>(2) <u>医療法人社団善智寿会飯田内科クリニックいしかわ</u> 北海道函館市石川町464番地1</p> <p>本社は前に掲げる診療所を経営する他、次の業務を行う。</p> <p>(1) 事業名 居宅介護支援事業 (2) 事業名 居宅サービス支援事業 (3) 事業名 短期入所生活介護 (4) 事業名 訪問看護ステーション (5) 事業名 通所介護サービス</p> <p style="text-align: right;">平成26年11月22日変更      平成26年12月16日登記</p>	
	<p><u>目的</u> 本社は、診療所を経営することを目的とする。また居宅介護支援事業及び居宅サービス支援事業を経営し、在宅での介護の充実、自立的生活の助長、心身機能の維持向上等を図ることを目的とする。</p> <p><u>診療所の名称及び開設場所</u> 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医療法人社団善智寿会飯田内科クリニック</u> 北海道函館市柏木町15番2号</p> <p>(2) <u>医療法人社団善智寿会飯田内科クリニックいしかわ</u> 北海道函館市石川町464番地1</p>	

北海道函館市本通三丁目26番15号  
医療法人社団善智寿会

	<p>本社は前に掲げる診療所を経営する他、次の業務を行う。</p> <p>(1) 事業名 居宅介護支援事業 (2) 事業名 居宅サービス支援事業 (3) 事業名 短期入所生活介護 (4) 事業名 訪問看護ステーション (5) 事業名 通所介護サービス (6) 事業名 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業 平成30年 2月27日変更 平成30年 3月 8日登記</p>
--	---

役員に関する事項	<u>北海道函館市大手町3番19-701号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	
	<u>北海道函館市杉並町5番37号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成19年 5月14日住所 移転
		平成19年 5月18日登記
	<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成21年 3月23日住所 移転
		平成24年10月 1日登記
	<u>北海道函館市大手町3番19-701号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成16年 5月31日重任
		平成30年 3月 8日登記
	<u>北海道函館市大手町3番19-701号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成18年 5月31日重任
		平成30年 3月 8日登記
	<u>北海道函館市杉並町5番37号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成20年 5月31日重任
		平成30年 3月 8日登記
	<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成22年 5月31日重任
	平成30年 3月 8日登記	
<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成24年 5月31日重任	
	平成30年 3月 8日登記	
<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成26年 5月31日重任	
	平成30年 3月 8日登記	
<u>北海道函館市杉並町23番19号</u> 理事長 <u>飯田善樹</u>	平成28年 5月31日重任	
	平成30年 3月 8日登記	
	平成30年 5月 3日辞任	
	平成30年 5月28日登記	

	山梨県富士吉田市上吉田935番地の1羽田ハイツ103号室 理事長 <u>加藤裕彬</u>	平成30年 5月 3日就任 ----- 平成30年 5月28日登記
	山梨県富士吉田市上吉田935番地の1羽田ハイツ103号室 理事長 <u>加藤裕彬</u>	平成30年 5月31日重任 ----- 平成30年 9月 5日登記
		平成31年 3月14日辞任 ----- 平成31年 3月25日登記
	北海道函館市宝来町23番1-1003号 理事長 <u>平原哲也</u>	平成31年 3月14日就任 ----- 平成31年 3月25日登記
資産の総額	<u>金970万円</u>	
	<u>金1億3717万7885円</u> 平成25年 5月31日変更	平成30年 3月 8日登記
	<u>金1億7701万0572円</u> 平成26年 5月31日変更	平成30年 3月 8日登記
	<u>金1億9963万8090円</u> 平成27年 5月31日変更	平成30年 3月 8日登記
	<u>金2億101万6913円</u> 平成28年 5月31日変更	平成30年 3月 8日登記
	<u>金2億317万2728円</u> 平成29年 5月31日変更	平成30年 3月 8日登記
	<u>金7949万6727円</u> 平成30年 5月31日変更	平成30年 9月 5日登記
登記記録に関する事項	設立	平成14年 7月10日登記

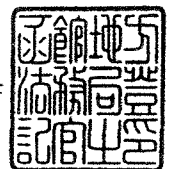
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(函館地方法務局管轄)

令和 元年 6月14日

函館地方法務局  
登記官

木 村 善 幸





参考様式第1号

令和元年度

## 政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 C-3

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分		
		令和1年6月20日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費		
支払先				支払金額	
函館市現金出納員・総務部文書法制課長 里村昌則				¥440	
摘要(品名)			数量	単価	金額
公文書の写しの作成費用(白黒)			44 枚	10	440
(調査研究のため)			枚		0
決定通知書及び別紙のみコピー、公開書類は会派保管					440

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

No 001830

領 収 書				
市 町 丁目 番 号				
函館市現金出納員 会長 里村昌則 様				
年度	元	会 計	一 般	金 額
款	諸収入	項	雑 入	¥440-
目	雑 入	節	その他の雑入	
摘 要	<input type="checkbox"/> 行政資料の写しの作成費用 <input checked="" type="checkbox"/> 公文書の写しの作成費用 <input type="checkbox"/> 市史年表編実費徴収金			取扱者印
	上記金額を領収しました。 平成 <u>元</u> 年 <u>6</u> 月 <u>20</u> 日 函館市現金出納員 <b>里村昌則</b> 総務部文書法制課長 三浦 祐一			

注意 この領収書に出納員印および取扱者印のないものは無効です。

公文書一部公開決定通知書

令和元年(2019年)6月17日

市議会 市民クラブ  
 会長 小野澤 猛史 様

函館市長 工 藤 壽 樹

令和元年6月2日付けであった公文書の公開の請求については、次のとおりその一部を公開することと決定したので、函館市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

公文書の名称	別紙のとおり	
公開の日時および場所	令和元年 6月 20日 12時から 時まで 場所 函館市情報公開コーナー なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で御連絡ください。	
公開しない部分の内容および理由	内 容	別紙のとおり
	理 由	別紙のとおり
※ 時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができますので、同日以後改めて公文書公開請求書により請求してください。	
問 合 せ 先	保健福祉部指導監査課	電話 21-3262
備 考		

注 1 ※印欄は、当該公文書の公開をすることができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。

2 公文書の閲覧もしくは視聴または写しの交付の際には、この通知書を提示してください。



別紙

○ 公文書の名称

- 1 社会福祉法人函館みらい会平成30年度第6回理事会議事録
- 2 社会福祉法人函館みらい会平成30年度定期評議員会議事録
- 3 社会福祉法人函館みらい会定款（平成31年3月12日施行）
- 4 社会福祉法人函館みらい会役員等報酬規程（平成31年3月12日適用）

○ 公開しない部分の内容および理由

- 1 社会福祉法人函館みらい会平成30年度第6回理事会議事録中  
法人の理事長の印影ならびに監事の個人の印影および理事の個人の印影
- 2 社会福祉法人函館みらい会平成30年度定期評議員会議事録中  
(1) 法人の理事長の印影ならびに評議員の個人の印影および理事の個人の印影  
(2) 印鑑登録証明書
- 3 社会福祉法人函館みらい会定款（平成31年3月12日施行）中  
法人の理事長の印影

当該情報のうち、理事長の印影については、組合等登記令第25条において準用する商業登記法第12条第1項の規定により印鑑の証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは商業登記法の規定に違反するため、また、個人の印影および印鑑登録証明書については、函館市印鑑条例第14条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を申請できる者が限られており、これを公開することは函館市印鑑条例の規定に違反するため、函館市情報公開条例第7条第1号の「法令または他の条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」に該当します。

- 1 社会福祉法人函館みらい会平成30年度第6回理事会議事録中  
(1) 監事の個人の印影および理事の個人の印影  
(2) 欠席した理事の欠席理由
- 2 社会福祉法人函館みらい会平成30年度定期評議員会議事録中  
(1) 評議員の個人の印影および理事の個人の印影  
(2) 「広域型特別養護老人ホーム ベルソーレ組織図（平成30年11月～）」中の介護主任の氏名  
(3) 「資料1 評議員、役員等名簿」中の外部委員および事務の氏名、具体的活動内容（波多野 治氏を除く。）および法人の役員、職員への就任状況（波多野 治氏、早川 拓人氏および佐々木 千香氏を除く。）  
(4) 辞任届  
(5) 履歴書  
(6) 地方公共団体が発行した身分証明書  
(7) 登記されていないことの証明書

当該情報のうち、特定個人の氏名、職業、勤務先、所属団体および団体での地位等が判明する情報については、特定個人のプライバシーに関する情報および社会的活動に関する情報で、公表されておらず、通常他人に知られたいと認められるものであるため、また、特定個人の印影については、印鑑の登録および証

明について必要な事項を定めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、登録申請者本人だけが印鑑登録証明書の交付を受けられるなど厳重に保護されていることから、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、函館市情報公開条例第7条第2号の「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもの」のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当します。

- 1 社会福祉法人函館みらい会平成30年度第6回理事会議事録中
  - (1) 「5、議事」中の発言した出席者の役職および個人名ならびに公知の事実を除く発言内容および審議方法が判明する記載
  - (2) 「6、2号議案」中の公知の事実を除く会議の経過および審議方法が判明する記載
  - (3) 「7、3号議案」中の公知の事実を除く会議の経過および審議方法が判明する記載
  - (4) 「8、1号議案」中の公知の事実を除く会議の経過が判明する記載
  - (5) 御見積書（給与計算業務に係る分）
  - (6) 給与計算見積書
  - (7) 給与計算事務効率化のご提案
- 2 社会福祉法人函館みらい会平成30年度定期評議員会議事録中
  - (1) 「4、議題」中の税理士および弁護士を紹介した法人名
  - (2) 「5、議事」中の公知の事実を除く審議方法が判明する記載
  - (3) 「6、第1号議案」中の公知の事実を除く会議の経過が判明する記載
  - (4) 「9、第4号議案・第5号議案」中の公知の事実を除く会議の経過、審議方法が判明する記載および法人内部の人事に関する記載
  - (5) 「10、〇〇紹介の税理士と弁護士について」中の税理士および弁護士を紹介した法人名ならびに公知の事実を除く会議の経過が判明する記載
  - (6) 「11、訴訟問題について報告」中の公知の事実を除く会議の経過が判明する記載
  - (7) 「12、役員報酬について」中の公知の事実を除く法人内部の経理に関する記載
  - (8) 積算図
  - (9) 税理士および弁護士の名刺の写し
  - (10) 委任契約書および請求書
  - (11) 報告書（訴訟問題に係る分）

当該情報のうち、理事会等の会議の経過や審議方法が判明する情報等ならびに法人内部の人事および経理に関する情報については、専ら法人内部に関する情報であり、これらを公開した場合、法人の事業運営上支障をきたすおそれがあることから、また、その他の部分については、当該法人の公開されていない取引先に関する情報および運営方針等に関する情報であり、営業活動上の秘密に関する情報であることから、函館市情報公開条例第7条第3号の「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」に該当します。

政務活動費支出伝票(一般)

会派名 市民クラブ

伝票番号 C-04

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		令和元年6月25日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支払金額	
音羽 代表 坂本憲昭			¥1,200	
摘要(品名)		数量	単価	金額
全部事項証明書		2部	600	1,200
(調査研究のため)				

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと(重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領 収 証

市民クラブ 様 1年6月25日

★ 1,200

但 U 又入印紙代とし  
上記正に領収いたしました

内 訳

---

税抜金額

---

消費税額等(%)

---

函館市松風町14番14号

音 羽  
代表 坂 本 憲 昭

表題部 (主である建物の表示)		調製	余白	不動産番号	4400010083654
所在図番号	余白				
所在	函館市本通三丁目 304番地2、304番地4			余白	
家屋番号	304番2			余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
老人ホーム	鉄骨造陸屋根3階建	1階	625	62	平成25年10月4日新築 〔平成26年3月7日〕
		2階	640	97	
		3階	624	74	
所有者	函館市湯川町一丁目17番16号 有限会社慶進				

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成26年3月12日 第4310号	所有者 函館市湯川町一丁目17番16号 有限会社慶進
2	所有権移転	平成26年3月28日 第5681号	原因 平成26年3月28日売買 所有者 函館市柏木町15番2号 医療法人社団善智寿会
3	仮差押	平成31年3月11日 第4432号	原因 平成31年3月8日大阪地方裁判所仮差 押命令 債権者 東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス株式会社

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成26年3月28日 第5682号	原因 平成26年3月28日設定 極度額 金5億1,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 函館市柏木町15番2号 医療法人社団善智寿会 根抵当権者 札幌市中央区大通西四丁目1番地 株式会社北海道銀行 (取扱店 函館駅前支店) 共同担保 目録(イ)第3235号

記号及び番号		(イ)第3235号		調製	平成26年3月28日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備		
1	函館市本通三丁目 304番2の土地	3	余白		
2	函館市本通三丁目 304番4の土地	3	余白		
3	函館市本通三丁目 304番地2、304番地4 家屋番号 304番2の建物	1	余白		

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和元年6月25日  
函館地方法務局

登記官

木村善幸



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D69285 ( 1 / 1 )

2 / 2

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000344717
所在図番号	余白				
所在	函館市元町 24番地9			余白	
家屋番号	24番9			余白	
①種類	②構造	③床面積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	202.97	昭和63年12月29日新築	
		2階	175.65		
		3階	19.20		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成1年2月17日 第4174号	所有者 函館市元町24番11号 加藤健太郎 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成26年2月20日 第2884号	原因 平成26年2月20日売買 所有者 東京都中央区京橋一丁目2番4号八重洲ノリオビル5階 株式会社タウン企画
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成27年6月12日 第11521号	原因 平成26年3月28日本店移転 本店 東京都港区六本木三丁目4番33号
3	所有権移転	平成27年6月12日 第11523号	原因 平成27年6月12日売買 所有者 函館市杉並町23番19号 飯田善樹
4	差押	令和1年5月13日 第8050号	原因 令和1年5月13日函館地方裁判所強制競売開始決定 債権者 札幌市中央区北六条西十六丁目1番地5 株式会社ほくやく

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成1年3月16日 第6761号	原因 昭和63年10月1日保証委託契約に基づく求償債権平成1年3月16日設定 債権額 金3,500万円 損害金 年14% 債務者 函館市元町24番11号 加藤健太郎 抵当権者 東京都千代田区神田神保町一丁目71番地

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			ダイヤモンド信用保証株式会社 共同担保 目録(イ)第3306号 順位1番の登記を移記
2	根抵当権設定	平成3年7月11日 第18052号	原因 平成3年7月10日設定 極度額 金5,500万円 債権の範囲 保証委託取引 金銭消費貸借取引 債務者 函館市元町24番11号 加藤 健太郎 根抵当権者 札幌市中央区南一条西十丁目3番地 北海道ローン保証株式会社 共同担保 目録(ロ)第3925号 順位2番の登記を移記
3	根抵当権設定	平成5年3月24日 第7093号	原因 平成5年3月24日設定 極度額 金1億2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 函館市千歳町3番2号 加藤 組 土 建 株 式 会 社 根抵当権者 東京都中央区八重洲二丁目10番17号 商工組合中央金庫 (取扱店 函館支店) 共同担保 目録(ハ)第1301号 順位3番の登記を移記
4	根抵当権設定	平成9年12月12日 第36764号	原因 平成9年12月10日設定 極度額 金4億円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手債権 債務者 函館市千歳町3番2号 加藤 組 土 建 株 式 会 社 根抵当権者 茅部郡森町字御幸町115番地 渡島信用金庫 (取扱店 函館支店) 共同担保 目録(ニ)第5884号 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
5	根抵当権設定	平成13年5月8日 第9602号	原因 平成13年5月8日設定 極度額 金1億3,086万4,145円 債権の範囲 平成8年9月30日リース契約 平成9年10月1日リース契約 平成10年4月15日リース契約 証書貸付取引 手形貸付取引 手形割引取引 売買取引 貸借取引 立替払委託取引 請負取引 保証取引 保証委託取引 手形債権 小切手債権 債務者 函館市若松町12番19号 株式会社函館麦酒工房 根抵当権者 札幌市東区北六条東四丁目1番地4 株式会社北海道ジェイ・オール商事 共同担保 目録(ヘ)第9496号
6	5番根抵当権抹消	平成22年3月26日 第5958号	原因 平成22年2月18日解除

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

登録番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
7	1番根抵当権抹消	平成22年12月1日 第24401号	原因 平成22年11月5日解除
8	2番根抵当権抹消	平成23年8月8日 第15185号	原因 平成23年8月8日解除
9	3番根抵当権抹消	平成23年8月8日 第15186号	原因 平成23年8月8日解除
10	4番根抵当権抹消	平成23年8月8日 第15187号	原因 平成23年8月8日解除
11	根抵当権設定	平成24年1月19日 第974号	原因 平成24年1月19日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 函館市千歳町3番2号 加藤組土建株式会社 根抵当権者 茅部郡森町字御幸町115番地 渡島信用金庫 (取扱店 函館支店) 共同担保 目録(ホ)第8399号
12	根抵当権設定仮登記	平成24年3月16日 第5421号	原因 平成24年1月27日設定 極度額 金6,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 函館市千歳町3番2号 加藤組土建株式会社 函館市元町24番11号 加藤健太郎 権利者 東京都中央区京橋一丁目2番4号八重 洲ノリオビル5階 株式会社タウン企画
	〔余白抹消〕	〔余白抹消〕	〔余白抹消〕
13	11番根抵当権抹消	平成26年2月20日 第2882号	原因 平成26年2月20日解除
14	12番仮登記抹消	平成26年2月20日 第2883号	原因 平成26年2月20日解除
15	根抵当権設定	平成26年2月20日 第2885号	原因 平成26年2月20日設定 極度額 金5,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 東京都中央区京橋一丁目2番4号八重 洲ノリオビル5階 株式会社タウン企画 根抵当権者 茅部郡森町字御幸町115番地 渡島信用金庫 (取扱店 亀田支店) 共同担保 目録(フ)第2994号
16	15番根抵当権抹消	平成27年6月12日 第11522号	原因 平成27年6月2日解除

\* 記載のあるものは抹消事項であることを示す。



登記番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
-	抵当権設定	平成27年6月12日 第11524号	原因 平成27年6月12日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金6,000万円 利息 年1.50000% (年365日日割計 算) 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 函館市杉並町23番19号 飯田善樹 抵当権者 青森市勝田一丁目3番1号 株式会社みちのく銀行 (取扱店 函館営業部) 共同担保 目録(マ)第5679号

共同担保目録				
記号及び番号 (マ)第5679号			調製	平成27年6月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備	
1	函館市元町 24番9の土地	17	余白	
2	函館市元町 24番地9 家屋番号 24番9の 建物	17	余白	

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和元年6月25日  
函館地方法務局

登記官

木村善幸

